



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

マイカー通勤者の非課税交通費の改正

所得税で非課税とされているものの中には、サラリーマンの通勤手当があります。

ただ、通勤手当として支給されたものすべてが非課税とされているわけではなく、決められた範囲内の金額であれば非課税とされます。

この非課税の通勤手当も数年に一度改正されてます。

今回は平成24年1月以降の通勤手当の改正についてご報告します。

1.改正内容

今回の改正内容は自動車などで通勤されているサラリーマンが受け取る通勤手当についての改正です。

(1) 従前の通勤手当

下記の控除額一覧までの金額が非課税とされます。

ただし、通勤距離が15km以上なら電車等で通勤する場合の定期券等の金額までは非課税にできます。

(2) 今後の通勤手当

下記の控除額一覧までの金額のみが非課税とされます。(平成24年1月から適用)

(3) 例えば...

通勤距離片道50km(下記控除一覧の非課税24,500円)

定期券等で通勤した場合には30,000円必要となる

現在支給されている通勤手当は月32,000円

	【改正前】	【改正後】
32,000円 (通勤手当の額)	2,000円が課税対象	7,500円が課税対象
30,000円 定期券等の金額	定期券等の金額 まで非課税	下記控除一覧まで 24,500円までが非課税
24,500円 下記控除一覧より		

つまり実際にはマイカーで通勤している人が、定期券等で通勤するとした場合に30,000円かかるなら、その金額までは交通費を支給しても非課税とされていたのですが、今後は下記の控除額一覧までの金額までしか非課税扱いできなくなりました。

この改正は24年1月からの適用となっていますので、マイカー通勤の方の通勤手当の支給には注意して下さい。

2.控除額一覧

通勤距離が片道45キロメートル以上である場合.....	24,500円
通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合.....	20,900円
通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合.....	16,100円
通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合.....	11,300円
通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合.....	6,500円
通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合.....	4,100円
通勤距離が片道2キロメートル未満である場合.....	(全額課税)

なお、電車等で通勤される方については、定期券等の金額までは非課税とされています。(最高限度10万円)